

00364

# 鳥取縣公報

昭和二十二年一月廿一日  
第千七百七十九號 金曜日

本官ノ火キテハ御用寫入

## 縣令

### ◆鳥取縣令第九號

榮養士規則施行細則を次のように定める。

昭和二十二年一月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

### 榮養士規則施行細則

三、戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書

四、規則第三條第一號及び第二號にあたらないことを證明した醫師の診斷書

第五條 榮養士免狀は別記第一號様式とする。

第四條 規則第九條による申請は別記第三號様式の申請書に榮養士免狀及び戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書を添へなければならない。

第六條 規則第十二條による届は別記第五號様式の届書に榮養士免狀の寫及び履歷書を添へなければならない。

第七條 榮養士が本縣内でその住地又は勤務場所を變更しなければならない。

第一條 榮養士の免許を受けようとする者は別記第一號様式による申請書に左の各號の書類を添へて知事に申請しなければならない。

二、履歷書  
六、規則第二條の各號の一の資格を證する證書の寫

本令は公布の日からこれを施行する。

別記

附則

第一號様式（用紙は半紙型）

榮養士免狀下附申請書

本籍

住所

氏名  
生年月日

榮養士免狀の下附を受けたいから別紙關係書類を添へて申請します

年月日

鳥取縣知事

右氏殿

名園

第二號樣式

榮養士免狀

本籍都道府縣名

氏名  
生年月日

第三號樣式

榮養士免狀再下附申請書

本籍

名園

第四號樣式（用紙は半紙型）

鳥取縣知事

右氏殿

名園

新氏名  
舊本籍

右のように本籍（又は氏名）を変更したので免狀の書換を受けたいから別紙關係書類を添へて申請します

年月日

鳥取縣知事

右氏殿

名園

第三號樣式（用紙は半紙型）

榮養士免狀書換申請書

住所

新氏名  
舊本籍

鳥取縣知事位階動等 氏名園

00366

00360

榮養士住所又は勤務場所變更届	
本籍	新住所
舊住所	新勤務場所
氏名 生年月日	
昭和年月日右のように住所（又は勤務場所）を變更したから別紙（關係書類を添へて届けます）	

榮養士免狀（用紙は半紙型）	
氏名 生年月日	年月日
鳥取縣知事 右氏殿	鳥取縣知事 右氏殿
告示 示	
◆鳥取縣告示第二十號 食糧管理事務取扱員を次のように解職並びに嘱託した。 昭和二十二年一月二十四日	
鳥取縣知事 林敬三	

◆鳥取縣告示第二十號  
食糧管理事務取扱員を次のように解職並びに嘱託した。

昭和二十二年一月二十四日

鳥取縣知事 林敬三

嘱託する者 の氏名	被當區域 場所	職務執行 所	備考
福田芳枝	縣下二圓鳥取縣 食糧檢查所	昭二二、一〇、一〇 (解任)	
青木正美	縣下二圓鳥取縣 食糧檢查所	昭二二、一〇、一〇 (任命)	

昭和年月日右のように住所（又は勤務場所）を變更したから別紙（關係書類を添へて届けます）

00367

八 頭 支 所 分		東 伯 支 所 分	
解囑したる 者 の 氏 名	擔當區域 場 所	職務執行 場 所	備 考
沖 田 秀 男	八 頭 郡 大 村	用 灘 出 張 所	備 考
庭 崎 憲 一	中 私 都 村	賀 茂 同	同
山 本 千 秋 社	中 私 都 村	用 灘 出 張 所	昭 二 一 、 一 、 三 (解任)
廣 田 寛 二	中 私 都 村	賀 茂 同	同 二 、 二 、 五 (任命)
平 尾 和 恵 智 頭	町 智 頭 同	同 二 、 八 、 三 一 (解任)	同
最 上 香 三 朝 村 旭	村 旭 出 張 所	昭 二 一 、 一 、 三 (解任)	東 伯 支 所 分
宗 廣 榮 次 郎	倉 吉 町 倉 吉 同	同	日 野 支 所 分
清 水 壽 幸	日 光 村	昭 二 一 、 一 、 一 五 (解任)	西 村 嘉 男
			日 野 支 所 分

00368

00368

一、建築主の住所	鳥取市戸片原町四二の四
氏 名	中 口 久 太 郎
一、建築物の位置	鳥取市戸片原町自四六ノ三至四七番地先
一、建築物の用途	店舗兼住宅
一、建築物の構造	木造 瓦葺 平家建 一棟
一、建築物の規模	建築物の面積 二九、七八平方米
	突出せる部分 二九、七八平方米

## 一、命令事項

一、本建築物の存續期間は都市計畫事業實施迄とす

ること。

一、前號の事業實施の場合は事業者の実施する期間内に無償にて本建築を除却しなければならない。

一、本建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出すること。

一、知事必要ありと認めるときは本命令書の條項を増減若しくは變更することがある。

一、本建築物の譲渡を受けたる者も前各號に命じたる事項を遵守する義務を負うこと。

00368

## ◇鳥取縣告示第二十五號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう  
に假設建築物建築の件を許可した。

昭和二十一年一月二十四日

00368

高 橋 嚴 倉 吉 町 倉 吉 出 張 所		日 野 支 所 分	
解囑したる 者 の 氏 名	擔當區域 場 所	職務執行 場 所	備 考
後 藤 猛	日 野 村 江 尾 出 張 所	昭 二 一 、 一 、 一 〇 (任命)	高 橋 嚴 倉 吉 町 倉 吉 出 張 所
柴 田 欽 吾	日 野 村 日 野 支 所	同 二 一 、 一 、 一 〇 (任命)	高 橋 嚴 倉 吉 町 倉 吉 出 張 所
中 祖 規 矩 夫	日 光 村 江 尾 出 張 所	同 二 一 、 一 、 一 五 (任命)	中 祖 規 矩 夫 日 光 村 江 尾 出 張 所
西 村 嘉 男	大 宮 村 大 宮 同	同 二 一 、 一 、 一 五 (任命)	西 村 嘉 男 大 宮 村 大 宮 同
			日 野 支 所 分

00368

00369

## ◆鳥取縣告示第二十六號

東伯郡高城村上福田耕地整理組合換地處分の件昭和二十一年十一月二十六日認可した。

昭和二十一年一月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

敬 三

保健婦試驗 三月五日同

鳥取市東町

看護婦試驗 三月四日午前九時

鳥取縣會議事堂

產婆學說試驗 三月六日同

同 實地試驗 三月七日同

◆鳥取縣告示第二十七號 東伯郡小鴨村耕地整理組合換地處分の件昭和二十一年十一月二十六日認可した。

昭和二十一年一月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

敬 三

保健婦試驗 三月五日同

鳥取市東町

看護婦試驗 三月四日午前九時

鳥取縣會議事堂

產婆學說試驗 三月六日同

同 實地試驗 三月七日同

◆鳥取縣告示第二十八號 昭和二十一年度臨時產婆保健婦看護婦試驗を次のように施行する。

昭和二十一年一月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

敬 三

保健婦試驗 三月五日同

鳥取市東町

看護婦試驗 三月四日午前九時

鳥取縣會議事堂

產婆學說試驗 三月六日同

同 實地試驗 三月七日同

◆選舉告示第三號 昭和二十一年一月三十日執行鳥取縣農地委員會委員選舉に左の通り委員候補者の届出があつた。

昭和二十一年一月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

敬 三

保健婦試驗 三月五日同

鳥取市東町

看護婦試驗 三月四日午前九時

鳥取縣會議事堂

產婆學說試驗 三月六日同

同 實地試驗 三月七日同

## ◆鳥取縣告示第二十九號

昭和二十二年一月廿四日印刷 鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可) 發行者鳥取縣鳥取市東町 取締者鳥取縣鳥取市東町 印刷所

種 别	日 時	場 所	委 員	農地調整法第十五條ノ十四第三項各號	第一號
鳥取縣知事 林 敬 三	候補者	住 所	氏 名	鳥取縣西伯郡賀野村 大字金田丘一六番地	梅原義治生年月日明治三十年八月六日生